年金だより

年　金

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、令和8年中（令和8年1月1日から12月31日）に納めた保険料の全額です（令和8年中に納めたものであれば、過去の年度分の保険料や追納した保険料も対象です）。

令和8年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象の方に送付されます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付もしています。郵送よりも早く受け取ることができます。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付の希望登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます（電子送付の希望登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます）。

	対象者	送付方法	送付時期
①	**令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間**に 国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和8年10月中旬から10月下旬 にかけて順次
		郵　　送	令和8年10月下旬から11月上旬 にかけて順次
②	**令和8年10月1日から令和8年12月31日までの間**に 国民年金保険料を納付した方 （①の対象者は除きます。）	電子送付	令和9年1月下旬から順次
		郵　　送	令和9年2月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の国民年金保険料を支払っている場合も、その保険料について控除が受けられます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせ

（1）控除証明書相談チャット（24時間対応）

（https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html）

お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するチャットボットを開設しています。

「ねんきんチャットボット」へアクセスし、「被保険者の方」▶「控除証明書」を選択してください。

令和8年分への更新は令和8年10月上旬に行う予定です。

ねんきん
チャットボット

（2）日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp/）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の概要、よくあるご質問（Q&A）等を掲載しています。

令和8年分への更新は令和8年10月上旬に行う予定です。

日本年金機構
HP

（3）ねんきん加入者ダイヤル

◆電話番号　（ナビダイヤル）０５７０－００３－００４

０５０から始まる電話でおかけになる場合　（東京）０３－６６３０－２５２５

◆受付時間　・月～金曜日　　午前8時30分～午後7時

・第２土曜日※　午前9時30分～午後4時

※第２土曜日以外の土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。